

## 意見書の要旨

西東京都市計画地区計画に係る都市計画の原案を平成 29 年 10 月 16 日から 2 週間公衆の縦覧に供したところ、1 通（2 名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	意見書の要旨	西東京市の見解
西東京都市計画地区計画 泉小学校跡地周辺地区地区計画	<p>I 賛成意見に関するもの なし</p> <p>II 反対意見に関するもの なし</p> <p>III その他の意見に関するもの</p> <p>1 都市計画に関する意見</p> <p>(1) 住宅地区の用途地域について、売却用地に隣接している土地は、建ぺい率 40%、容積率 80% であるのに、売却用地は建ぺい率 50%、容積率 150% のままというのは、誰が見ても環境が悪くなることがあきらかである。売却用地の用途地域が周辺地域に比べて特別なのは、ここが小学校用地であったからではないか。小学校用地でなくなるのであれば、他に合わせるのが当然である。</p> <p>(2) 「低層住宅地区」の将来像である「ゆとりをもって建築された戸建て住宅などの低層住宅が集積するように規制、誘導します。良好な住環境を維持するため敷地規模の維持や敷地内の緑化の促進を図ります。」に対して売却先に必ずこれを無期限に守るよう契約条件をつけ、今より環境が悪化することがないように求める。</p>	<p>I 賛成意見に関するもの</p> <p>II 反対意見に関するもの</p> <p>III その他の意見に関するもの</p> <p>1 都市計画に関する意見</p> <p>(1) 住宅地区内には、すでに現行の用途地域による規制に応じて建築された建築物が存在することから、売却用地を含め、第一種低層住居専用地域、建ぺい率 40%、容積率 80% への用途地域の変更は予定していません。</p> <p>(2) 本地区計画案は、西東京市都市計画マスタープランに掲げる将来像等を踏まえて作成したものです。売却用地を含む住宅地区においては、建築物の敷地面積の最低限度や高さの最高限度等の必要な制限を設け、低層住宅を主体とした、みどり豊かで良好な市街地の形成及び保全を図ることとしています。</p>

